

## [事案 23-246] 自動振替貸付金返済免除請求

・平成 24 年 9 月 19 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社に誤案内があったことを理由として、自動振替貸付の返済義務の免除を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 11 月に終身保険に加入したが、平成 20 年 11 月分から平成 21 年 9 月分の保険料について自動振替貸付により充当され、その後、平成 21 年 12 月に失効したため、平成 23 年 9 月に必要書類を提出して復活を行った。復活手続きに際し、未納金（保険料）をすべて支払う旨の連絡をし、対応したオペレーターからの回答に基づき支払を行ったが、オペレーターの回答した金額には自動振替貸付金およびその利息が含まれていなかった。よって、保険会社の誤案内があったことから、自動振替貸付金およびその利息の返済義務を免除してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 自動振替貸付の対象となる保険料については、当該貸付が充当され、払込があったものとされることから、当該保険料は復活手続きにおいて払込が要件となる「復活時までの延滞保険料」には該当しない。従って、「復活時までの延滞保険料」は、平成 21 年 10 月分から平成 23 年 10 月分の保険料である。
- (2) 約款に基づき、自動振替貸付に基づく申立人の返済債務が有効に発生しており、いまだその返済がなされていない。
- (3) 当社担当者による案内は、復活するために必要な上記要件について案内したものにすぎず、自動振替貸付に基づく返済義務については案内の対象となっていない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 契約は、双方の合意によって成立するが、この合意は、口頭の合意であっても契約の成立が認められるものの、契約が成立するためには、契約当事者間で、合意の中身が重要な部分において合致している必要がある、当該合意は、契約をなす権限がある者がしなければ効力はない。しかしながら、申立人が問い合わせたオペレーターに実質上も外形上も債務免除の合意をなす権限がないことは明らかであり、オペレーターの返答をもって、保険会社が返済免除の意思を表示したとは到底認定できない。
- (2) 自動振替貸付がなされた期間というのは、保険会社によって未納保険料が立替払いされた期間であることから、その間の保険料は、未納ではなく納付された扱いになるため、

本件において保険会社のオペレーターが、本件自動振替貸付がなされた期間を、未納期間に含めずに、その後の平成 21 年 10 月分から平成 23 年 10 月分までを未納期間であると回答したことに問題はない。

- (3)したがって、本件において、申立人の保険会社に対する債務である自動振替貸付金及びその利息を免除するとの合意は成立していない。